

令和 4 年 第 3 回

三種町選挙管理委員会議案

令和 4 年 5 月 9 日提出

日 時 令和 4 年 5 月 9 日 (月)

午前 9 時

場 所 三種町役場第 1 会議室

署名委員

署名委員

次 第

- 1 委員長あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名（ 委員、 委員）
- 3 案 件
 - 議案第 2 5 号 選挙人名簿に登録することについて（選挙時）
 - 議案第 2 6 号 選挙人名簿から抹消することについて（選挙時）
 - 報告第 5 号 登録の移替えをした者について（選挙時）
 - 報告第 6 号 選挙権を有する者の 5 0 分の 1 の数について
 - 報告第 7 号 選挙権を有する者の 3 分の 1 の数について
 - 報告第 8 号 選挙運動費用の支出制限額について
 - 議案第 2 7 号 投票管理者及びその職務代理者の選任について
 - 議案第 2 8 号 投票立会人の選任について
 - 議案第 2 9 号 委員長専決事件の指定について
 - 議案第 3 0 号 三種町議会議員及び三種町長の選挙における得票数が同数であるときの当選人の決定に関する規程の制定について
- 4 その他

議案第 25 号

選挙人名簿に登録することについて（選挙時）

公職選挙法第 22 条第 3 項の規定により、令和 4 年 5 月 9 日現在において別紙の者を選挙人名簿に登録する。

令和 4 年 5 月 9 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

- 1 新有権者 令和 4 年 5 月 15 日までに満 18 歳に達する者
生年月日：平成 16 年 3 月 3 日から平成 16 年 5 月 16 日まで
男 16 人 女 6 人 小計 22 人
- 2 転入登録 令和 4 年 2 月 9 日以前より引き続き三種町に居住している者
転入日：令和 3 年 12 月 2 日から令和 4 年 2 月 9 日まで
男 14 人 女 14 人 小計 28 人
- 3 登録者総数 男 30 人 女 20 人 合計 50 人

議案第 26 号

選挙人名簿から抹消することについて（選挙時）

公職選挙法第 28 条の規定により、令和 4 年 5 月 9 日現在において別紙の者を
選挙人名簿から抹消する。

令和 4 年 5 月 9 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

- | | | |
|---|-------|---------------------------------------|
| 1 | 死亡抹消者 | 届出日：令和 4 年 3 月 1 日から令和 4 年 5 月 8 日まで |
| | | 男 33 人 女 33 人 小計 66 人 |
| 2 | 転出抹消者 | 令和 4 年 1 月 8 日以前に三種町から転出した者 |
| | | 転出日：令和 3 年 11 月 1 日から令和 4 年 1 月 8 日まで |
| | | 男 20 人 女 20 人 小計 40 人 |
| 3 | 抹消者総数 | 男 53 人 女 53 人 合計 106 人 |

報告第5号

登録の移替えをした者について（選挙時）

令和4年5月9日現在において選挙時登録における登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

令和4年5月9日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

令和4年3月1日から令和4年4月14日までの町内転居により投票区の移替えをした者

男	7人	女	9人	合計	16人
---	----	---	----	----	-----

報告第 6 号

選挙権を有する者の 50 分の 1 の数について

地方自治法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数は 277 である。

令和 4 年 5 月 9 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

参 考

第 74 条第 1 項 条例の改廃請求

第 75 条第 1 項 地方公共団体等の事務等の執行に係る監査請求

報告第 7 号

選挙権を有する者の 3 分の 1 の数について

地方自治法第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項及び第 8 1 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は 4, 6 0 9 である。

令和 4 年 5 月 9 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

参 考

第 7 6 条第 1 項 議会の解散請求

第 8 0 条第 1 項 議員の解職請求

第 8 1 条第 1 項 長の解職請求

地教組第 8 条第 1 項 教育委員の解職請求

報告第 8 号

選挙運動費用の支出制限額について

公職選挙法第 194 条及び同法施行令第 127 条の規定による令和 4 年 5 月 15 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における選挙運動費用の支出制限額は、次のとおりである。

令和 4 年 5 月 9 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

1 三種町長選挙

告示日における選挙人名簿登録者総数 (A)	人数割額 (B)	固定額 (C)	法定制限額 $(A) \times (B) + (C)$
13,825 人	110 円	1,300,000 円	2,820,800 円

2 三種町議会議員一般選挙

告示日における選挙人名簿登録者総数 (A)	議員定数 (B)	人数割額 (C)	固定額 (D)	法定制限額 $(A) \div (B) \times (C) + (D)$
13,825 人	15 人	1,120 円	900,000 円	1,932,300 円

※百円未満切上げ

議案第 27 号

投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和 4 年 5 月 15 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における
各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任する。

令和 4 年 5 月 9 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

議案第 2 7 号別紙

各投票区の投票管理者

投票区	住 所	氏 名
鯉 川	(省略)	(省略)
鹿渡南	(省略)	(省略)
鹿渡北	(省略)	(省略)
新屋敷	(省略)	(省略)
落 合	(省略)	(省略)
勝 平	(省略)	(省略)
大 町	(省略)	(省略)
林 崎	(省略)	(省略)
木戸沢	(省略)	(省略)
長 面	(省略)	(省略)
達 子	(省略)	(省略)
金光寺	(省略)	(省略)
豊 岡	(省略)	(省略)
北金岡	(省略)	(省略)
川 尻	(省略)	(省略)
鵜 川	(省略)	(省略)
大 曲	(省略)	(省略)
浜 田	(省略)	(省略)
大 口	(省略)	(省略)
釜 谷	(省略)	(省略)
芦 崎	(省略)	(省略)

議案第 2 7 号別紙

各投票区の投票管理者の職務代理者

投票区	住 所	氏 名
鯉 川	(省略)	田中 一彦
鹿渡南	(省略)	西村 直仁
鹿渡北	(省略)	平塚 重篤
新屋敷	(省略)	川村 俊英
落 合	(省略)	近藤 香奈子
勝 平	(省略)	渡辺 和幸
大 町	(省略)	三浦 丈
林 崎	(省略)	近藤 政人
木戸沢	(省略)	川村 幸博
長 面	(省略)	野呂田 智宏
達 子	(省略)	木村 将来
金光寺	(省略)	大高 一成
豊 岡	(省略)	児玉 知済
北金岡	(省略)	近藤 健
川 尻	(省略)	関 公司
鶉 川	(省略)	相原 公英
大 曲	(省略)	門間 淳子
浜 田	(省略)	伊藤 善之
大 口	(省略)	大村 和人
釜 谷	(省略)	牧野 和歌子
芦 崎	(省略)	佐々木 良大

議案第 28 号

投票立会人の選任について

令和 4 年 5 月 15 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における
各投票区の投票立会人を別紙のとおり選任する。

令和 4 年 5 月 9 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

議案第 28 号別紙

各投票区の投票立会人

	住 所	氏 名
鯉 川	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
鹿渡南	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
鹿渡北	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
新屋敷	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
落 合	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
勝 平	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
大 町	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
林 崎	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
木戸沢	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
長 面	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
達 子	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
金光寺	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
豊 岡	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)

北金岡	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
川 尻	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
鵜 川	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
大 曲	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
浜 田	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
大 口	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
釜 谷	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
芦 崎	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)

議案第 29 号

委員長専決事件の指定について

三種町選挙管理委員会規程第 13 条第 1 項の規定に基づき、次の事項を三種町選挙管理委員会委員長の専決事件に指定する。

令和 4 年 5 月 9 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

委員長専決指定事項

令和 4 年 5 月 15 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における投票管理者及びその職務代理者、投票立会人（補充選任を除く。）、期日前投票管理者及びその職務代理者並びに期日前投票立会人（補充選任を除く。）の選任の変更

議案第30号

三種町議会議員及び三種町長の選挙における得票数が同数であるときの当選人の決定に関する規程の制定について

三種町議会議員及び三種町長の選挙における得票数が同数であるときの当選人の決定に関する規程を別紙のとおり制定する。

令和4年5月9日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

1 制定理由

得票数が同数の場合に公職選挙法第95条第2項の規定に基づき実施する当選人を定めるくじについて、公正性を確保するために実施に必要な事項をあらかじめ定めるものである。

2 主な制定内容

- (1) くじを引く者
- (2) 当選人を決めるくじを引く順番を決めるくじ（予備抽選）の方法
- (3) 当選人を決めるくじ（本抽選）の方法

3 施行期日

令和4年5月9日

【参考】公職選挙法（抄）

第95条 （略）

- 2 当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。

議案第 30 号別紙

三種町議会議員及び三種町長の選挙における得票数が同数であるときの当選人の決定に関する規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この告示は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 95 条第 2 項の規定に基づき、得票数が同じである場合における当選人の決定に関し必要な事項を定めるものとする。

（くじの方法）

第 2 条 くじは、1 番から 10 番までの番号が表示された 2 種の抽選棒によって行うものとし、候補者本人又はその代理人（以下「候補者等」という。）がくじを引くものとする。ただし、候補者等がくじを引くことが困難な場合は、選挙長が候補者等に代わってくじを引くものとする。

（当選人を決定するくじを引く順番を決めるくじ）

第 3 条 当選人を決定するくじを引く順序を決めるくじは、法第 86 条の 4 の規定による立候補の届出順とし、抽選棒に表示された少ない数字の番号を引いた者から順に当選人を決定するくじを引くものとする。

（当選人を決定するくじ）

第 4 条 前条の規定により決定された順にくじを引き、より少ない番号を引いた候補者を当選人と定める。

（記録）

第 5 条 選挙長は、得票数が同数であるときの当選人を定めるくじの記録（別記様式）を選挙管理委員会書記に調製させ、これに選挙立会人とともに署名するものとする。

附 則

この告示は、令和 4 年 5 月 9 日から施行する。

別記様式（第5条関係）

得票数が同数であるときの当選人を定めるくじの記録

1 選挙名 _____ 年 月 日 執行 _____ 選挙

2 くじの日時 _____ 年 月 日 時 分

3 得票数が同じである候補者氏名及びくじを引く者の氏名

立候補の届出順	候補者氏名	くじを引く者の氏名

4 当選人を決定するくじを引く順番を決めるくじの結果

候補者氏名	引いたくじの番号	当選人を決定するくじを引く順番

5 当選人を決定するくじの結果

候補者氏名	引いたくじの番号	当選人

当選人の欄に◎印を記載する。

6 当選人の氏名 _____

このくじの記録が真正であることを確認して、署名する。

選挙長

選挙立会人

選挙立会人

選挙立会人

選挙立会人

選挙立会人

選挙立会人

選挙立会人

選挙立会人

選挙立会人

選挙立会人

【今後の日程について】

月日	時間	日程等
5月10日（火）	—	町長選挙及び町議会議員一般選挙 告示日
	午前8時30分 ～午後5時	立候補届出受付（場所 八竜農村改善センター） ※委員長及び委員の出席をお願いします。
	午後5時10分	選挙公報の掲載順序を定めるくじ（本庁第1会議室） ※委員長の出席をお願いします。
	午後5時40分	氏名揭示の順序を定めるくじ（本庁第1会議室） ※委員長の出席をお願いします。
5月11日（水） ～14日（土）	午前8時30分 ～午後8時	期日前投票及び不在者投票
5月12日（木）	午後5時	選挙立会人届出期限
	午後5時30分	選挙立会人を定めるくじ（本庁第1会議室） ※委員長の出席をお願いします。
5月13日（金）	—	選挙公報配付（新聞折込）
5月14日（土）	午前9時～	第4回選挙管理委員会 抹消登録、参院選関係
5月15日（日）	—	町長選挙及び町議会議員一般選挙 投・開票日
	午前7時 ～午後6時	投票 ※委員長 8時までに参集をお願いします。 委員 13時30分までに参集をお願いします。
	午後7時～	選挙会及び開票（八竜体育館）
5月30日（月）	—	選挙運動費用収支報告書提出期限 （選挙期日から15日以内）
6月 1日（水）	午前9時～	第5回選挙管理委員会（本庁第1会議室） 定時登録、参院選関係